

正誤表…「これからの知財入門～変革の時代の普遍的知識～」(第2版) 【注1】

ページ	変更箇所	誤	⇒	正(下線部分を修正)
p8	下から2行目	…本章 <u>末尾</u> (p9～10)で確認し、…	⇒	… 本章 (p11, 14, 15)で確認し、…
p14	1～3行目	図は、 <u>知的財産権法</u> の全体像を表している。 <u>知的財産権法</u> は、知的活動の成果物である知的財産権の成立と保護を図る法律である。 <u>知的財産権法</u> の中には、…	⇒	図は、 知的財産法 の全体像を表している。 知的財産法 は、知的活動の成果物である知的財産権の成立と保護を図る法律である。 知的財産法 の中には、…
	下から8行目	…の死後 <u>50</u> 年間(映画は公表後70年間)である。	⇒	…の死後 70 年間(映画は公表後70年間)である。
	下から10行目	…著作者人格権と <u>著作権</u> が認められる。	⇒	…著作者人格権と 著作(財産)権 が認められる。
p15	スライド1	⑦営業秘密・・・・不正競争防止法(31条)	⇒	⑦営業秘密・・・・不正競争防止法(40条)
	スライド2	⑩著名商標・原産地表示・・・・不正競争防止法(31条)	⇒	⑩著名商標・原産地表示・・・・不正競争防止法(40条)
p36	スライド1	権利期間 実演、音の固定、放送を行ったときに始まり、翌年から <u>70</u> 年間	⇒	権利期間 実演、音の固定、放送を行ったときに始まり、翌年から 70 年間(実演家の権利、レコード製作者の権利)又は50年間(放送事業者・有線放送事業者の権利)
	11～13行目	なお、保護期間の始期は、実演、音の固定、放送等を行ったとき、終期はそれらの行為があった日の翌年1月1日から起算して <u>50</u> 年が経過した時である。	⇒	なお、保護期間の始期は、実演、音の固定、放送等を行ったとき、終期はそれらの行為があった日の翌年1月1日から起算して 70 年(実演家の権利、レコード製作者の権利)又は50年(放送事業者・有線放送事業者の権利)が経過した時である。
p41	下から12～14行目	両方の写真を比較して、B氏の作品が著作権侵害になるのか、 <u>それともフェアユースであるとして著作権侵害にならないのか</u> 、いろいろな角度から検討してみよう。		両方の写真を比較して、B氏の作品が著作権侵害になるのか、ならないのか、いろいろな角度から検討してみよう。
p42	スライド2	●個別の権利制限規定(著作権法30条～ <u>47条の7</u>)	⇒	●個別の権利制限規定(著作権法30条～ 50 条)
p46	スライド3	第35条(学校その他の教育機関における複製等) 1 ただし、当該著作物の種類…	⇒	第35条(学校その他の教育機関における複製等) 1 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。 <u>ただし</u> 、当該著作物の種類…
p58	スライド1 著作権の部分	・死後 <u>50</u> 年(映画は公表後70年)	⇒	・死後 70 年(映画は公表後70年)
	下から18行目	…の死後 <u>50</u> 年までである。法人著作の場合は公表後 <u>50</u> 年で、…	⇒	…の死後 70 年までである。法人著作の場合は公表後 70 年で、…

【注1】本正誤表には特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の仕様変更(2019年5月)に伴う箇所(第6章)を含まない。

ISBN 978-4-296-10276-1

1500円（外税）

発行／日経B P社

発売／日経B Pマーケティング

※平成30年法改正対応版

目次

第一章 知的財産の全体像	007
第二章 著作権の基礎知識	017
第三章 著作権法に定められた権利	031
第四章 著作権法の個別権利制限	041
第五章 産業財産権の基礎知識	055
第六章 知財情報検索・解析・活用	067
第七章 デザインの保護	079
第八章 商標の基礎知識	091
付録	103
条文	
著作権法	104
特許法	116
意匠法	119
商標法	120
ワークシート ① ～ ⑧	
宿題レポート ① ～ ⑧	